

理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認により、アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等に報復関税を課するため、その課税物件及び税率その他所要の事項を定める必要があるからである。